

特定非営利活動法人滋賀県脳卒中者友の会淡海の会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人滋賀県脳卒中者友の会淡海の会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を滋賀県大津市におの浜四丁目2-33におく。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、脳卒中障害者の自立の促進及び福祉の向上と家族間の交流を計り、併せて健常者の脳卒中予防の啓発運動並びに再発予防に寄与することによって社会の利益の増進に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、以下の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 情報化社会の発展を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事 業)

第5条 この法人は第3条の目的達成のため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) リハビリとして役立つ事業の推進
- (2) 脳卒中の再発及び生活習慣病の予防に関する啓発活動

第3章 会 員

(会 員)

第6条 1、この法人の会員は正会員及び賛助会員の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

2、正会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人とする。

3、賛助会員は、この法人の事業を賛助するために入会した個人とする。

(入 会)

第7条 1、会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2、この法人に入会を希望するものは、所定の入会申込書を理事長に提出するものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3、理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。／
- (2) 本人が死亡したとき。／
- (3) 1年を超えて会費を滞納したとき。／
- (4) 第11条に該当する場合。／

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を提出し、任意に退会することができる。／

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至った場合は、理事会の議決を経て除名することができる。但し、この場合においては、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。弁明の機会に本人の出席のない場合は了承したものと見なし除名する。／

- (1) この法人の定款、諸規定又は総会の議決に違反したとき。／
- (2) この法人の目的、趣旨に反する行為があったとき。／
- (3) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の運営に支障を及ぼすと認められたとき。／

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。／

第4章 役員等

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員をおく。／

- (1) 理事 3名以上15名以内。／
- (2) 監事 1名又は2名。／

2 理事の中から理事長1名を定めるものとし、副理事長2名を置くことができるものとする。／

(選任等)

第14条 1, 理事及び監事は、総会において選任する。／

2, 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。／

3, 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。／

4, 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。／

5, 役員は、法第20条に適合し、その構成は、法第21条に適合しなければならない。／

6, 役員に異動があるときは、遅滞なくその旨を滋賀県知事に届け出なければならない。／

(職務)

第15条 1, 理事長は、この法人を代表し、法人の業務を統轄する。／

2, 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。／

3, 理事は、理事会を構成し、定款及び理事会の議決に基づいて法人の業務を執行する。／

4, 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。／
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。／

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は滋

賀県知事に報告すること。／

- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。／
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事は意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。／

(任期等)

- 第 16 条 1, 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。／
- 2, 補欠又は増員により選出された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。／
- 3, 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。／
- 4, 欠員の補充は理事長の決裁にするものとする。／

(解 任)

- 第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至った時は、総会の議決により、これを解任する事ができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。／
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。／
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。／

(報酬等)

- 第 18 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。／
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。／
- 3 前2項に関し、必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。／

(顧問)

- 第 19 条 1, この法人に、顧問若干名を置くことができる。／
- 2, 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。／
- 3, 顧問は、重要な事項について、理事長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。／

第 5 章 総 会

(種 別)

- 第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。／

(構 成)

- 第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。／

(権 能)

- 第 22 条 総会は、以下の事項を議決する。／

- (1) 定款の変更。／
- (2) 解散。／
- (3) 合併。／
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更。／
- (5) 事業報告及び収支決算。／
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬。／
- (7) 入会金及び会費の額。／

(8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄 ✓

(9) 事務局の組織及び運営 ✓

(10) その他運営に関する重要事項 ✓

(開催)

第23条 1, 通常総会は、毎年1回開催する。✓

2, 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。✓

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。 ✓

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。 ✓

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事が招集したとき。✓

(招集)

第24条 1, 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。✓

2, 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。✓

3, 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。✓

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。✓

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。✓

(議決)

第27条 1, 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。✓

2, 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。✓

(表決権等)

第28条 1, 各正会員の表決権は、平等なるものとする。✓

2, やむを得ない理由のため出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。✓

3, 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2項及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。✓

4, 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。✓

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。✓

(1)日時及び場所 ✓

(2)正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者にあっては、その数を付記すること）✓

(3)審議事項 ✓

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 /
(5) 1, 議事録署名人の選任に関する事項 /
2, 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。/

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。/

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。/

- (1) 総会に付議すべき事項 /
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 /
(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項 /

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。/

- (1) 理事長が必要と認めたとき /
(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。/
(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。/

(招集)

第33条 1, 理事会は、理事長が招集する。/

- 2, 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。/
3, 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を、少なくとも5日前までに通知しなければならない。/

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。/

(議決)

- 第35条 1, 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。/
2, 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。/

(表決権等)

- 第36条 1, 各理事の表決権は、平等なるものとする。/
2, やむを得ない理由のため理事会に出席できな理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。/
3, 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。/
4, 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事はその議決に加わることができない。/

(議事録)

第 37 条 1, 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2, 議事録には、議長及びその理事会において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 事務局

(事務局)

第 38 条 1, この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2, 事務局には、職員を置くことができる。

3, 職員は、理事長が任免する。

4, 事務局の組織及び運営に関する事項は、総会の議決を経て、別に定める。

第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 1, 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2, 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。／

(予備費の設定及び使用)

第 44 条 1, 予算超過又は予算外の支出に充てるため予算中に予備費を設けることができる。／

2, 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。／

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。／

(事業報告及び決算)

第 46 条 1, この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。／

2, 決算上、剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。／

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 5 月 1 日に始まり翌年 4 月 30 日に終わる。／

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。／

第 9 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて滋賀県知事の認証を得なければならない。／

(解 散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。／

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 滋賀県知事による認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。／

3 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、滋賀県知事の認定を得なければならない。／

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決によって選定した者に譲渡するものとする。／

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。／

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。／

第11章 雜 則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。／

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。／

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。／

理事長 清水 享／

理事 北條 利一／

同 初田 進／

同 村田 菊栄／

監事 辻 繁治／

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、法人成立の日から平成17年5月31日までとする。／

4 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず法人成立の日から平成17年4月30日までとする。／

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。／

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。／

(1) 入会金 なし／

(2) 年会費 正会員：3,000円。賛助会費：1口 1,000円／

7 この法人の設立により、任意団体である滋賀県脳卒中者友の会 淡海の会（代表 清水享）の会員及び一切の財産は、この法人が継承する。／